

令和7年6月16日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 4 回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 6 月 1 6 日 (月) 午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室
- 3 出席委員

1 番	寺西	久美子	君	2 番	菅岡	利夫	君
3 番	山重	義則	君	5 番	中元	茂雄	君
6 番	原田	淳一	君	7 番	下土井	進	君
8 番	勝本	澄人	君	9 番	亀山	真由美	君
1 0 番	鈴木	喜義	君	1 1 番	岡本	幸子	君
1 2 番	齋藤	貴之	君	1 3 番	宮本	三雄	君
- 4 欠席委員
- 5 欠員 1 名
- 6 説明のため出席した者

事 務 局 長	楠原	慎太郎	君
事務局次長	中原	賢	君
- 7 記事ならびに議事録調整者

職	員	相本	裕紀	君
---	---	----	----	---

会議に付議した事項

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 議案第 1 1 4 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 1 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 1 6 号 | 農業振興地域整備計画の変更について |
| 議案第 1 1 7 号 | 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について |

第24回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第24回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
寺西委員、菅岡委員を指名します。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。
 (異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第114号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第114号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
(3条-1) て、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積1,232㎡
です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は以前から営農を希望しており、申請地は自宅から近く耕作管
理が便利なため、譲り受け後に畑地造成を行い、果樹栽培を行うもの
です。また、会社を経営しており、従業員3名も営農を手伝う予定で
す。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から北東に約6
00mの距離にある●●●●●●●沿いの農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積674㎡外2筆
合計 田 1,398㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は申請地から約200mの距離に居住しており、耕作管理が便利のため水稲や野菜栽培を行うものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から南に約 200 m の距離にある●●●●●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

以上で、補足説明を終わります。
 それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号 1 番及び 2 番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見を求めます。

菅岡委員。

2 番 菅岡君 5月28日に事務局と現地調査を行っております。整理番号1番でございますが、申請地は水稻以外がふさわしいと思われる農地でございます。隣接する団地がございますが、畑地造成の際は、農地が高くなならないよう事務局から説明をお願いします。2番につきましては、事務局の説明がありましたとおり、受入は現在ビニールハウスで有機栽培をしておりますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君 整理番号1番及び2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番及び2番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号3番につきまして、余田新庄地区担当委員の意見を求めます。

岡本委員。

11番 岡本君 整理番号3番につきましては、5月28日に事務局と現地確認をしております。荒廃した田を地元の方が耕作するという事で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号3番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第114号の整理番号1番から3番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第114号の整理番号1番から3番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第115号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
(5条-1)
整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積 295 m²です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は賃借権の設定です。
渡人は高齢で耕作管理が困難なため、受人に貸すものです。
受人は●●●に本店のある、飲食料品小売業を営む法人で、申請地の隣接で経営する店舗の来客用駐車場を拡大するものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から西に約500 mの距離にある●●●●●●●付近の農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10 ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積 172 m²です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、現在●●●のアパートに居住しており、申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、近年の資材高騰等の事情により断念し、譲り渡すものです。
受人は、現在●●●のアパートに家族4人で居住しており、住宅の広さを確保するため、自己用住宅1棟を建築するものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●から北西に約200 mの距離にある●●●●●●●付近の農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積 410 m²です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は使用貸借権の設定です。
渡人と受人は親子で、子である受人の自己用住宅1棟を建築するものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●から東に約300 mの距離にある●●●●●●●付近の農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積 200 m²です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は、現在●●●の実家に両親と居住しており、勤務先が●●●のため、自己用住宅1棟を建築するものです。
なお、申請地は既に宅地造成されており、始末書が提出されております。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●から北東に約600mの距離にある●●●●●●●沿いの農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-5)

続きまして、整理番号5番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●●番 地目 畑 面積307㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は●●●に本店のある、系統用蓄電所の建設事業等を営む法人で、系統用蓄電池設備を設置するものです。
系統用蓄電池とは、太陽光や風力等の再生可能エネルギー発電所に接続し、余剰電力を蓄電する設備で、電力の安定供給を図るものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●●から西に約1.4kmの距離にある●●●●●●●沿いの農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番から3番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見を求めます。
菅岡委員。

2番 菅岡君

5月28日に事務局と現地確認を行っております。整理番号1番でございますが、以前は●●●●●●●の店舗がありましたが、今度は●●●●●が経営し、不整形であった土地が整形されるため、特に問題はないと思います。雨水等についても既存の水路を使用すること、問題ないと思います。整理番号2番でございますが、道路と宅地に囲まれ周辺に農地がなく、転用については、特に問題ないと思います。雨水等につきましても個人名義の水路があり、特に問題ないと思います。

整理番号3番につきましては、周辺に農地がなく、雨水につきましても既存の水路を利用するということで特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号1番から3番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番から3番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号4番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

原田委員。

6番 原田君 整理番号4番につきましては、5月28日に事務局と現地確認を行っております。すでに造成済みですが、始末書が提出されており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号4番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号5番につきまして、大畠柳井地区担当委員の意見を求めます。

中元委員。

5番 中元君 整理番号5番につきましては、5月28日に事務局と現地確認をおこなっておりますが、周辺に住宅がなく系統用蓄電池設備を設置しても問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号5番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号5番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第115号の整理番号1番から5番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第115号の整理番号1番から5番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第116号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君

議案第116号 農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

農用地利用計画の変更に対する意見についてと題してある資料をご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、柳井市長より農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められています。

番号1番でございます。

申請者は社会福祉法人●●●●●●で、●●字●●●●●●番 地目 田 面積1,386㎡及び63番2 地目 田 面積705㎡で、変更内容は除外です。

変更後の用途は、障がい者用グループホームの建設で、現在申請地の道路を挟んだ東側に、同申請者が同施設を運営しており、需要の増加に伴い施設を増設するものです。

続きまして、番号2番でございます。

申請者は●●●●●●氏で、●●字●●●●●●番 地目 田 面積1,098㎡で、変更内容は除外です。

変更後の用途は、お寺の参拝者用駐車場の建設で、申請地の道路を挟んだ北西側に●●●●寺があり、参拝者用駐車場を整備し、工事完了後に●●●●寺に寄付する予定です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

番号1番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。
原田委員。

6番 原田君

番号1番につきましては、5月28日に事務局と現地確認を行っております。障がい者施設ということで除外について問題ないと思います。

議長 宮本君

番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、番号２番につきまして、余田新庄地区担当委員の意見を求めます。
岡本委員。

１１番 岡本君 番号２番につきましては、５月２８日に事務局と現地確認を行っております。現在荒れている田で周辺にも営農地がなく、目的は参拝者用駐車場ですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 番号２番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
番号２番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第１１６号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第１１６号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第１１７号を上程します。
農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、下土井委員と原田委員は議事に参与しないこととします。
それでは、事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第１１７号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。
農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。
市長より令和７年５月２６日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。
計画は４件７筆 地目 田 合計面積１３，２９８㎡です。
農業経営基盤強化促進法に基づく相対等の利用権設定は、令和７年３月末で経過措置期間が終了し、令和７年４月からは農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化されております。
よって、令和７年４月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行う、公益財団法人やまぐち農林振興公社の３者契約となります。
契約手続きの方法として、従来の２段階方式と相対に替わる一括方

式の二通りがあり、本件は一括方式での契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第117号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第117号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9時 35分)